## 政令番号339 N-ビニル-2-ピロリドン

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」 (平成26年度) (E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・
		大気へ の排出	水域へ の排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道へ の移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	移動量合計
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県						1.2E+3	1,200.0	1,200.0
7	福島県								
8	茨城県						4.8E+1	48.0	48.0
9	栃木県						1.9E+2	190.0	190.0
10	群馬県								
11	埼玉県	5.0E+0			5.0		4.7E+1	47.0	52.0
12	千葉県						1.2E+2	120.0	120.0
13	東京都								
14	神奈川県						8.8E+2	880.0	880.0
15	新潟県	1.8E+0			1.8				1.8
16	富山県								
17	石川県								
	福井県								
	山梨県								
20	長野県								
	岐阜県								
	静岡県								
	愛知県	5.0E+0			5.0		3.5E+1	35.0	40.0
24	三重県								
	滋賀県						9.5E+1	95.0	95.0
	京都府						2.0E-1	0.2	0.2
	大阪府								
	兵庫県	1.0E-1			0.1		8.1E+0	8.1	8.2
	奈良県	-			-				-
	和歌山県								
	鳥取県								
	島根県								
	岡山県								
34	広島県						2.3E+1	23.0	23.0
	山口県								
	徳島県								
	香川県								
38	愛媛県								
	高知県								
	福岡県								
	佐賀県								
	長崎県								
	熊本県								
	大分県								
	宮崎県								
	鹿児島県								
	沖縄県								
全 国	. 1 11 021	1.2E+1			11.9		2.6E+3	2,646.3	2,658.2
			して別事					-,5	_,

注1)農薬は使用先別使用量として別表に示す。